

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 三和工業  
愛知県岡崎市大門4-11-1

2. 指名停止措置期間

平成26年4月4日から平成26年7月3日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社 三和工業は、平成25年9月5日付けで中部森林管理局愛知森林管理事務所長と契約した「製品生産請負事業(素材生産段戸1)」の請負契約において、当該事業者からの報告により事業期間内に事業が完了する見込みがないことが明らかになったことから、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第43条1項2号により、平成26年3月7日付けをもって愛知森林管理事務所長より同契約の解除が行われた。このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第16号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとして、中部森林管理局より3ヶ月の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

(不正又は不誠実な行為)

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 剣持賢一 電話018-836-2070